



電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件  
(やまぐち維新でんき)

# Energia

2023年1月1日実施

中国電力株式会社



電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件  
(やまぐち維新でんき)

2023年3月31日までの  
電気の供給について

2023年1月1日実施

## 1 適用範囲

この電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件（やまぐち維新でんき）（以下「本供給条件」という。）は、『やまぐち維新でんき』募集要項（2022年2月25日公表）（以下「要項」という。ただし、当該要項が変更された場合は、変更後の要項をいう。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用します。

## 2 適用期間

適用期間は、2023年2月分の料金に係る託送約款等に定める計量期間または検針期間の始期から2023年3月31日までといたします。

## 3 電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件の変更

- (1) 要項または物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（2022年10月28日閣議決定）にもとづき行なわれる電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「電気価格激変緩和対策事業」という。）の変更により、本供給条件を変更する必要が生じた場合、当社は変更後の要項または電気価格激変緩和対策事業をふまえ、本供給条件を変更することがあります。この場合、適用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件によります。
- (2) 当社は本供給条件を変更する場合、変更後の電気料金の電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件を当社のホームページ等でお知らせいたします。

## 4 燃料費調整

燃料費調整とは、要項の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 5 電力量料金

- (1) やまぐち水力100プラン

2（適用期間）に定める適用期間における要項の電力量料金は、要項に定める電力量料金に、次の料金を減算するものといたします。

1キロワット時につき	3円50銭
------------	-------

- (2) やまぐち地域産業サポートプラン

2（適用期間）に定める適用期間における要項の電力量料金は、要項に定める燃料費調整によらず、「電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件（高圧で電気の供給を受ける場合）〔2023年3月31日までの電気の供給について〕」（以下、「高圧供給条件」という。）にもとづき算定するものといたします。

なお、燃料費調整単価が、高圧供給条件別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ）、（ロ）または（ハ）により算定される場合は、高圧供給条件別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が高圧供給条件別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場

合は、高圧供給条件別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 6 そ の 他

その他の事項については、要項に定めるところによるものといたします。

電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件  
(やまぐち維新でんき)

2023年4月1日以降の  
電気の供給について

2023年1月1日実施

## 1 適用範囲

この電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件（やまぐち維新でんき）（以下「本供給条件」という。）は、『やまぐち維新でんき』募集要項（2022年12月8日公表）（以下「要項」という。ただし、当該要項が変更された場合は、変更後の要項をいう。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用します。

## 2 適用期間

適用期間は、2023年4月1日から2023年10月分の料金に係る託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」という。）の終期までといたします。

## 3 電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件の変更

- (1) 要項または物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（2022年10月28日閣議決定）にもとづき行なわれる電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「電気価格激変緩和対策事業」という。）の変更により、本供給条件を変更する必要がある場合、当社は変更後の要項または電気価格激変緩和対策事業をふまえ、本供給条件を変更することがあります。この場合、適用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件によります。
- (2) 当社は本供給条件を変更する場合、変更後の電気料金の電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件を当社のホームページ等でお知らせいたします。

## 4 燃料費等調整

燃料費等調整とは、要項の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

## 5 電力量料金

### (1) やまぐち水力100プラン

2（適用期間）に定める適用期間における要項の電力量料金は、要項に定める電力量料金に、次の料金を減算するものといたします。

	2023年4月1日から2023年9月分の料金に係る計量期間等の終期までの期間	2023年10月分の料金に係る計量期間等の期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

### (2) やまぐち地域産業サポートプラン

2（適用期間）に定める適用期間における要項の電力量料金は、要項に定める燃料費等調整によらず、「電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件（高圧で電気の供給を受ける場合）〔2023年4月1日以降の電気の供給につ

いて]」にもとづき算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

## 6 その他

その他の事項については、要項に定めるところによるものいたします。



